

主 文

被告人を懲役13年に処する。

未決勾留日数中260日をもその刑に算入する。

理 由

【犯行に至る経緯】

被告人は、高校卒業後、仕事が長続きせず職を転々とし、令和4年8月末頃から岐阜県高山市で生活保護を受け、後述の本件アパートに居住しながら、自身の生活に関するストレスを募らせ、死にたいと考えることもあったものであるが、令和6年8月8日、上階の住人の生活音に怒りを覚え、同人方居室ドアを叩いたところドアに穴が開くに至り、この件で警察が自室を訪れるなどする中で、もう疲れたと感じて首つり自殺をしようと考えるとともに、隣室の生活音が止まないこと等へのいらいらした気持ちを募らせ、本件アパートを燃やせば自分の気持ちもすっきりするだろう、上階や隣室の住人も困るだろうなどと考え、衝動的に放火を決意した。

【罪となるべき事実】

被告人は、Aほか8名が現に居住し、かつ、同人らが現にいる岐阜県高山市a町b丁目c番地所在のアパート（木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建、床面積合計約371平方メートル。以下「本件アパート」という。）に放火しようと考え、令和6年8月8日午後10時頃、本件アパート2号室当時の被告人方において、ゴミ袋に在中の紙片にライターで点火し、その火を同室床等に燃え移らせ、よって、本件アパートを全焼させて焼損した。

【証拠の標目】

（省略）

【法令の適用】

（省略）

【量刑の理由】

本件犯行によって、被告人のほかに8世帯9名が居住する集合住宅1棟及び隣接

する空き家が全焼し、何ら落ち度のない住人2名が死亡するという取り返しのつかない重大な結果が生じたことは、量刑上最も考慮すべき点である。住人等3名も気道等に熱傷を負い、上記家屋の全焼により住人全員が住居や家財を失うに至ったが、これらの者や被害家屋所有者らに対する弁償等はなされておらず、その見込みも立っていない。被告人の行為自体、古い木造の集合住宅の1階にある一室で、かつ、室内に多量のごみ等の可燃物があるなど、上階等に火が早期に燃え広がる危険性の高い状態で、住人らが建物内で休息している蓋然性が高い午後10時頃に放火したというもので、不特定又は多数の人の生命、身体、財産に重大な被害が発生する危険性の高いものであった。苛立ちから衝動的に自室のごみ袋の中の紙片に火を点けた経緯等をみると、計画性や積極的な加害意図ではなく、上記のような結果を具体的には想像できていなかったことがうかがわれるものの、自分の気持ちですっきりするだろうなどという動機は身勝手なものというほかなく、強く非難されるべきである。被告人は社交不安症に罹患していたほか家族関係にも問題を抱えており、死にたいと思うようになった経緯には同情の余地もあるが、放火との関係は薄く、本件動機の身勝手さに照らすと、量刑上大きく考慮することはできない。

これらの犯情によると、本件は、前科のない者が単独で建物（1棟～2棟、住宅密集地）を全焼させた現住建造物等放火（示談又は宥恕いづれもなし）1件という同種事案の量刑傾向の中でも、重い部類に属する事案といえる。

そこで、以上の検討結果に、被告人が犯行の約2時間後に自首したこと（ただし、被告人の犯行であることは早期に発覚していた可能性が高く、そこまで大きく考慮はしなかった。）、被告人なりに謝罪と反省の言葉を述べていること、前科前歴がないこと等の事情も併せ考慮して、主文の刑が相当と判断した。

（求刑 懲役16年、弁護人の科刑意見 懲役6年）

令和8年1月27日

岐阜地方裁判所刑事部

裁判長裁判官 戸 崎 涼 子

裁判官 田 中 香 里

裁判官 小 林 昂 平